東員建第３５４０号
令和８年１１月９日

三重県土地家屋調査士会　御中

建設課長　中村　徹也

東員町道路後退用地等整備要綱の全部改正にかかる周知について（依頼）

平素は、町道路行政へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、本町で運用している東員町道路後退用地等整備要綱を令和９年４月１日施行として全部改正したところです。

つきましては、貴会に所属する会員の皆さまへの周知をお願いしたく存じます。

大変お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　周知先　貴会に所属する会員の皆さま

２　周知物　・東員町道路後退用地等整備要綱　一式
・案内チラシ

３　その他　周知物は、データでお送りしますので、メール等による周知をお願いしたいと思いますが、紙媒体が必要な場合は別途お送りしますので、お手数ですが必要部数をお教えください。

東員町役場　建設課
電　話　0594-86-2809
メール　kensetu@town.toin.lg.jp
担当　笠原

東員町道路後退用地等整備要綱 改正のお知らせ

令和９年４月１日施行

主な要綱改正点

項目	現行要綱（～令和９年３月31日）	改正要綱（令和９年４月１日施行）
取得原因	「売買」または「寄附」を選択	**「寄附」のみ**
測量・登記等手続	町が費用負担・登記等手続を実施	**申請者が実施し、かかった実費に対して助成金を交付**
助成金	なし	**助成金（上限50万円）**

道路後退用地等助成金制度の概要（要綱第11条・第12条）

後退用地等の寄附手続完了（所有権移転完了）後、要した実費に対し上限50万円（1,000円未満切捨て）を助成します。

【助成対象となる費用の項目（第12条第１項）】

- ✓ 道路中心立会に要する費用
- ✓ 測量に要する費用
- ✓ 分筆登記に要する費用
- ✓ 登記事項証明書の権利部（抵当権等）抹消登記費用
- ✓ 境界明示及び境界標の復旧費用
- ✓ 後退支障物件の撤去費用（門・塀・擁壁等）
- ✓ その他町長が特に必要と認める費用

【助成対象となる支出の起算点（第12条第２項）】

助成対象費用は、「第３条の規定による事前協議の申出があった日以降であって、町と協議が整ったものに関して支出した費用」となります。**事前協議前の契約は対象外**となりますのでご注意ください。

手続きの流れ

STEP 1　事前協議の申出（様式第 1 号）

建築確認申請や土地利用に先立ち、町へ事前協議申出書を提出します。

STEP 2　道路中心立会・測量・明示・分筆登記・支障物件撤去

・原則、町及び利害関係者と道路中心立会を実施し「道路中心確認書」を作成（正副 2 部作成）。

・境界確定及び分筆登記を完了し、後退用地内の支障物件（門、塀、擁壁等）を撤去。

STEP 3　寄附申出（様式第 2 号）⇒ 町による所有権移転・道路整備

寄附要件の適合確認後、寄附申出書を提出。町が所有権移転（嘱託登記）を行い、予算範囲内で舗装等の整備および地目変更を実施します。

STEP 4　助成金の交付申請（様式第 3 号〜5 号）

所有権移転完了後、支出の根拠書類を添付し助成金交付申請書（様式第 3 号）を提出。決定通知受領後、30 日以内に助成金を請求（上限 50 万円）。

道路後退用地等の寄附受入要件（要綱第 4 条）

第４条　後退用地等は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

（１）後退用地等の境界及び位置が明確であること。この場合において、次条に規定する道路の中心を確認するための立会（以下「道路中心立会」という。）及び第６条に規定する後退用地等にかかる分筆登記が行われたものでなければならない。

（２）後退用地等に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、設定されている権利が本町の利益を害さないと認めるときは、この限りでない。

（３）後退用地等が接する狭あい道路が、町が管理する道路であること。

（４）後退用地等の所有権登記名義人が、後退用地等の実体上の所有者と同一であること。

（５）後退用地等に、後退支障物件がないこと。

（６）後退用地等に存する水路又は側溝の排水が、後退用地等又は後退支障物件の所有者以外が所有する水路又は側溝に流入しないものであること。

（７）後退用地等が、狭あい道路と同じ高さであり、かつ、平坦であること。

（８）後退用地等の全てを町長に寄附するものであること。

（９）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める条件を満たしていること。

【問い合わせ先】

東員町役場 建設課　TEL：0594-86-2809

東員町告示第１０５号

東員町道路後退用地等整備要綱（平成２２年東員町告示第１７号）の全部を改正する。

令和８年１０月２２日

東員町長　　水　谷　俊　郎

東員町道路後退用地等整備要綱

（目的）

第１条　この要綱は、狭あい道路に係る後退用地及び隅切り用地の確保及び整備に関し必要な事項を定めることにより、町と住民との協働による良好な住環境の形成を促進し、もつて安全で安心な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　狭あい道路　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第４２条第２項の規定により特定行政庁が指定した道路又は町長がこの要綱を適用する必要があると認めた幅員４メートル未満の道路をいう。

（２）　後退線　法第４２条第２項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。

（３）　後退用地　狭あい道路とこれに接する土地との境界線と、後退線との間にある土地をいう。

（４）　隅切り用地　道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は

屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が１２０度以上の場合を除く。）に設ける角地の隅角を挟む三角形の部分をいう。ただし、前面道路の幅員が４メートル以上の場合はその道路境界線により、狭あい道路の場合はその後退線により構成する部分をいう。

（５）　後退用地等　後退用地及び隅切り用地をいう。

（６）　後退支障物件　後退用地等に存する擁壁、門、塀、生け垣、樹木、電柱、街灯、地下埋設物（量水器、排水桝、埋設管等）等であって、狭あい道路の拡幅整備の支障となる物件をいう。

（事前協議）

第３条　後退用地等の所有者は、後退用地等を町長に寄附しようとするときは、道路後退用地等事前協議申出書（様式第１号）により町長と事前協議をしなければならない。この場合において、法第６条第１項に規定する確認の申請及び門、塀等についての建築行為並びに法第１８条第２項の規定による計画の通知を行う必要がある場合にあっては、これらに先立って協議を行うものとする。

２　前項の事前協議の申出をした者（以下「事前協議申出者」という。）は、次条に規定する寄附受入の要件について、町長と事前協議を行うものとする。

３　事前協議申出者は、事前協議が完了したときは、第７条の規定により、後退用地等の寄附を申し出ることができる。

（後退用地等の寄附受入の要件）

第４条　後退用地等は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

（１）　後退用地等の境界及び位置が明確であること。この場合において、次条に規定する道路の中心を確認するための立会い（以下「道路中心立会」という。）及び第６条に規定する後退用地等に係る分筆登記が行われたものでなければならない。

（２）　後退用地等に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただ

し、設定されている権利が本町の利益を害さないと認めるときは、この限りでない。

（３）　後退用地等が接する狭あい道路が、町が管理する道路であること。

（４）　後退用地等の所有権登記名義人が、後退用地等の実体上の所有者と同一であること。

（５）　後退用地等に、後退支障物件がないこと。

（６）　後退用地等に存する水路又は側溝の排水が、後退用地等又は後退支障物件の所有者以外が所有する水路又は側溝に流入しないものであること。

（７）　後退用地等が、狭あい道路と同じ高さであり、かつ、平坦であること。

（８）　後退用地等の全てを町長に寄附するものであること。

（９）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める条件を満たしていること。

２　前項の規定にかかわらず、町長がやむを得ないと認める場合は、前項各号に掲げる全ての要件を満たさないときであっても、町長は後退用地等の寄附の申出を受けることができる。

（道路中心立会）

第５条　事前協議申出者は、後退用地等について測量の上、町長その他利害関係があると認められる者（以下「その他利害関係者」という。）と道路中心立会をしなければならない。ただし、事前協議申出者が提示した道路の中心に関し、その他利害関係者の同意が得られている場合であって、かつ、町長が認めた場合にあっては、道路中心立会を省略することができる。

２　事前協議申出者は、第１項の道路中心立会の実施に先立ち、後退用地等及び道路中心の位置が分かるよう、事前に現地に目印を設置するものとする。

3　事前協議申出者は、第１項の道路中心立会が完了した後、道路中心確認書を作成し、その記載内容について、町長及びその他利害関係者の確認を受けなければならない。

4　第１項ただし書の規定により道路中心立会を省略した場合であっても、道路中心確認書を作成するものとする。ただし、後退用地等について不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条第１項に規定する地図が備え付けられている場合であって、かつ、町長が認めた場合にあっては、道路中心確認書の作成を省略できる。

5　第３項の道路中心確認書には、道路中心立会に参加した事前協議申出者､町長及びその他利害関係者の署名又は記名押印を要するものとする。

6　第３項の道路中心確認書は、正副２部を作成し、事前協議申出者及び町長がそれぞれ保管するものとする。この場合において、その他利害関係者から道路中心確認書が必要である旨の申出があった場合は、事前協議申出者は、必要な数量の道路中心確認書を作成しなければならない。

7　事前協議申出者は、第１項の規定により確認した道路中心の位置について、現地に明示する場合にあっては、原則として黄色の金属鋲（びょう）を使用しなければならない。

（後退用地等の分筆登記）

第６条　事前協議申出者は、前条に規定する道路の中心を確認した後、後退用地等に係る分筆登記を行わなければならない。

2　事前協議申出者は、後退用地等に係る境界を現地に明示しなければならない。

3　前項の境界の明示について、狭あい道路と後退用地等との境界は、原則として赤色の金属鋲（びょう）を使用し、また、後退線の境界は、原則として金属プレートを使用しなければならない。

（後退用地等の寄附の申出）

第７条　事前協議申出者は、事前協議が完了したときは、道路後退用地等寄附申出書（様式第２号）により、町長に後退用地等の寄附を申し出る

ことができる。

（後退用地等の所有権移転）

第８条　町長は、前条の申出があったとき、後退用地等の寄附を受納するにつき支障がないと認められる場合は、速やかに後退用地等に係る所有権移転の嘱託登記を行うものとする。

２　町長は、前項の所有権移転が完了したとき、登記完了証の写しを前条の後退用地等の寄附を申し出た者（以下「寄附申出者」という。）に交付するものとする。ただし、寄附申出者から交付が不要である旨の申出があった場合は、この限りでない。

（後退用地等の整備）

第９条　町長は、前条第１項の規定により所有権を取得した後退用地等について、必要と認める場合にあっては、予算の範囲内で舗装等の整備（以下「道路整備」という。）を行うことができる。

（地目の変更）

第１０条　町長は、前条の道路整備が完了したとき、速やかに地目変更の嘱託登記を行うものとする。

（交付申請）

第１１条　寄附申出者は、第８条第１項の所有権移転が完了した後、助成金の交付を受けようとするときは、町長に対し、道路後退用地等助成金交付申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

２　前項の助成金の額は、次条に規定する費用のいずれか又は合算した額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、５０万円を上限とする。

（交付の対象）

第１２条　前条の助成金は、後退用地等に係る次に掲げる費用をその対象とし、これを交付するものとする。

（１）　道路中心立会に要する費用

（２）　測量に要する費用

（３）　分筆登記に要する費用

（４）　登記事項証明書の権利部に記録された所有権以外の権利を抹消する登記に要する費用

（５）　境界明示及び境界標の復旧に要する費用

（６）　後退支障物件の撤去に要する費用

（７）　その他町長が特に必要と認めるものに要する費用

２　前項に規定する費用は、第３条の規定による事前協議の申出があった日以降であって、町と協議が整ったものに関して支出した費用を対象とすることができる。

（交付の決定）

第１３条　町長は、第１１条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上､助成金の可否を決定し､道路後退用地等寄附助成金(不)交付決定通知書（様式第４号）により、第１１条の申請をした者（以下「交付申請者」という。）に対して通知するものとする。

２　町長は、前項に規定する通知をした後において、交付申請者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

（助成金の請求）

第１４条　交付申請者は、前条の通知を受けた日から起算して３０日以内に道路後退用地等寄附助成金交付請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（適用除外）

第１５条　次の各号のいずれかに該当するものについては、この要綱の適用を除外する。

（１）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定に基づく開発許可を受けようとする者。ただし、自己の居住用に供する住宅建築の目的で、開発許可を受けようとする者を除く。

（２）　都市計画道路改良事業、土地区画整理事業等の実施が確定した区域において建築行為等を行おうとするもの

（３）　法第４２条第１項第５号に規定する道路を築造しようとするもの

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長がこの要綱を適用することが適当でないと認めたもの

（助成金の取消し及び返還）

第１６条　町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。

（１）　偽りその他の不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

（２）　助成金の交付決定内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、その取消しに係る助成金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（申出者に関する情報の利用）

第１７条　町長は、住民基本台帳その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の申出者に関するものについては、この要綱の実施に必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現にされている東員町道路後退用地等整備要綱の申請であって、この告示の施行の日より前にされたものに対する適用の基準については、なお従前の例による

様式第１号（第３条関係）

道路後退用地等事前協議申出書

年　　月　　日

東員町長　様

事前協議申出者　住　所
氏　名
電話番号　　（　　）

年　　月　　日東員町道路後退用地等整備要綱第３条第１項の規定により、下記の土地について貴町への寄附に係る事前協議を申し出ます。

記

１　寄附に係る土地の表示

所在地番	地目	地積（㎡）		所有権登記名義人
東員町				
東員町				
東員町				

２　狭あい道路の種別

□　町道　（　　）号線
□　その他（　　）

添付書類

□　位置図（1/2500）
□　公図の写し
□　後退用地等に係る全部事項証明書
□　利害関係のある土地の全部事項証明書又は要約書
□　仮測量図（道路中心及び道路後退線を表示すること。）
□　施工計画書
□　現地写真（2～3枚程度）
□　その他町長が特に必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

道路後退用地等寄附申出書

年　　月　　日

東員町長　様

寄附申出者　住　所
氏　名
電話番号　　（　　）

年　　月　　日東員町道路後退用地等整備要綱第７条の規定により、下記のとおり道路敷地として貴町へ寄附を申し出ます。

記

１　寄附にかかる土地の表示

所在地番	地目	地積（㎡）		所有権登記名義人
東員町				
東員町				
東員町				

２　登記完了証の交付

町への所有権移転完了後、登記完了証の交付は（　□必要です　・　□不要です　）

添付書類

□　事前協議の経過が分かる書類（参考様式第１号）
□　位置図
□　公図の写し
□　後退用地等に係る全部事項証明書
□　地籍測量図
□　現地写真（2～3枚程度）
□　登記原因証明情報兼所有権移転登記承諾書（参考様式第２号）
□　印鑑証明書（ただし、法人の場合にあっては、会社法人等番号の提出により、印鑑証明書の提出に代えることができる。）
□　その他町長が特に必要と認める書類

様式第３号（第 11 条関係）

道路後退用地等助成金交付申請書

年　　月　　日

東員町長　様

交付申請者　住　所
氏　名
電話番号　　（　　）

年　　月　　日東員町道路後退用地等整備要綱第 11 条第１項の規定により、助成金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

１　申請額　金　　円
※上限 50 万円（1,000 円未満切捨て）

２　交付対象内訳

費用の項目	費用（円）	備考
道路中心立会に要する費用		
測量に要する費用		
分筆登記に要する費用		
登記事項証明書の権利部に記載された所有権以外の権利を抹消する登記に要する費用		
境界明示及び境界標の復旧に要する費用		
後退支障物件の撤去に要する費用		
その他町長が特に必要と認めるものに要する費用		
合計		

添付書類

□　費用の支出を証する書類（請求書、領収書等）
□　その他町長が特に必要と認める書類

様式第4号（第13条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

東員町長

道路後退用地等寄附助成金（不）交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました道路後退用地等助成金交付申請を審査したところ、（適当・不適当）と認められたので、東員町道路後退用地等整備要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1　交付の可否　　可・否

2　交付決定額　　金　　円

東員町道路後退用地等整備要綱（抜粋）

第16条　町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。

（1）　偽りその他の不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

（2）　助成金の交付決定内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

2　町長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、その取消しに係る助成金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

様式第５号（第 14 条関係）

道路後退用地等寄附助成金交付請求書

年　　月　　日

東員町長　　様

住　所
氏　名
連絡先

年　　月　　日　　第　　号で交付の決定がありました道路後退用地等助成金交付申請について、東員町道路後退用地等整備要綱第 14 条の規定により、下記のとおり助成金を請求します。

記

１　請求額　　金　　円

２　振込先

振込先金融機関名	金融機関名	
	本支店等名	
	預金の種類	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

（参考様式第１号）

道路後退用地等事前協議申出書に係る協議経過書

東員町道路後退用地等整備要綱第３条の規定により、協議のあった標記のことについて、その経過は下記のとおりです。

後退用地等の所在地	東員町
事前協議申出者	氏名 住所

協議事項	回答（誓約）
□道路中心立会に関すること。 ・利害関係者を含めて道路中心立会を実施すること。 ・道路中心確認書を作成すること。 □登記に関すること。 ・道路中心確認書の作成後、後退用地等の分筆登記を行うこと。 □道路整備に関すること。 ・後退用地等の道路整備は、町が必要と認める場合に予算の範囲内で行うものであることについて了承すること。 □助成対象費用に関すること。	

上記の内容に相違なく、回答事項について誓約します。

令和　　年　　月　　日

事前協議申出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（参考様式第２号）

登記原因証明情報兼所有権移転登記承諾書

１　登記申請情報の要項

（１）登記の目的　　所有権移転

（２）登記の原因　　　　年　　月　　日　寄附

（３）当　事　者　　権利者　（甲）員弁郡東員町長

義務者　（乙）

（４）不　動　産　　下記のとおり

２　登記原因となる事実又は法律行為

（１）　贈与契約

甲と乙は　　年　　月　　日に贈与契約を締結し、乙は甲に本件不動産を道路用地として寄附した。

（２）　所有権移転の時期

贈与契約締結時

（３）　所有権移転

よって、本件不動産の所有権は、同日乙から甲に移転した。

年　　月　　日　　津地方法務局桑名支局　御中

上記登記原因のとおり相違ありません。

上記登記申請情報にて登記することを承諾します。

（甲）　員弁郡東員町長　　印

（乙）　　実印

不動産の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）
員弁郡東員町			
員弁郡東員町			
員弁郡東員町			